

所管部課		総務部職員課		部長		矢吹 勇一	
件 名		東大和市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項	
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨 (1) 改正理由 東京都に準じた通勤手当の支給額とするため、規則の一部を改正する。 (2) 主な改正内容 交通用具（自動車・二輪車・自転車等）通勤手当の支給額の規定を、令和8年度以降、東京都に準じた額に改める。また、身体に障害を有する職員で市長が通勤が困難であると認められるものについての規定を新たに設ける。 なお、令和7年度は経過措置を設ける。 (3) 施行日 令和7年4月1日							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 総務課による事前審査済							
3. 留意事項（問題点等）							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。